

大学経営政策研究

第10号 (2020年3月発行) : 71-87

国立大学法人の出資会社に関する研究

—その制度変遷と私立大学との比較—

森 卓 也

国立大学法人の出資会社に関する研究

—その制度変遷と私立大学との比較—

森 卓也*

Studies on the Enterprises Owned by National University Corporations in Japan

Takuya MORI

Abstract

This paper discusses the history and characteristics of the enterprises owned by national university corporations (NUCs) in Japan. An incorporated educational institution, which establishes a “private” university, can also set some enterprises (university-owned enterprises) to support the university’s operation. On the other hand, NUCs have limited investment activities under the National University Corporation Act, which allows them to invest in (1) accredited technology licensing offices (TLOs), (2) approved venture capitals (VCs), and (3) enterprises that provide consulting, education, and training services according to the results of research on technology conducted by the incorporated national university (the designated national university only). National university-owned enterprises have played a major role in the achievement of policy goals, and are expected to increase these universities’ income in the future.

1. はじめに

(1) 本研究の問題意識

本稿では、国立大学法人の出資に係る制度の変遷を辿るとともに、実際に国立大学法人が出資している事業会社（以下「国立大学出資会社」）を分析し、私立大学を設置する学校法人が出資している事業会社（以下「私立大学出資会社」）と比較することで、国立大学出資会社の特徴を明らかにする。

私立大学を設置する学校法人は、その教育活動に影響がない範囲において事業会社に自由に出資ことができ、100%出資の会社設立も認められている¹。そのため、大学経営の効率化や自己収入確保の手段として多くの私立大学出資会社が設立されてきた。一方、国立大学を設置する国立大学法人は、基本的には公的資金によって運営される法人であり、国民のニーズに対応しない業務

* 東京大学大学院教育学研究科 博士課程

が自己増殖的に増えることを防止するため、国立大学法人法（平成15年法律第112号）に出資業務に関する根拠規定がある場合を除き、出資により株式を取得することはできない²。出資業務に関する根拠規定は国立大学法人に係る政策上の要請に基づき設けられてきており、その結果として、国立大学出資会社は国の政策目的に合致した特定の事業を担う形で設置されてきた。

このように、学校法人の私学経営ツールとしてボトムアップで展開してきた私立大学出資会社とは異なり、国の政策実現ツールとしてトップダウンで展開してきた国立大学出資会社の現状と今後の課題について迫ることが本稿の目的である。

(2) 出資会社に関する先行研究

前述のとおり学校法人は私立大学出資会社を積極的に設立し、私学経営ツールとして様々な事業を展開してきた。出資会社自体に情報公開義務がないため総数は不明であるが、日本私立学校振興・共済事業団（2015）が大学を設置している学校法人を対象に行った調査では、回答した415法人のうち144法人（34.7%）が会社を設立している。

学校法人の財務諸表から私立大学出資会社を特定しその実態調査を行った森（2019a）は、私立大学出資会社が1980年代から徐々に増え始め、2000年以降に急増し近年でも新たな会社設立が続いていること、また私立大学出資会社の主な役割が「大学法人のコスト削減に寄与（学内業務のアウトソーシング）すること」であると同時に「教職員や学生が大学生活で不可欠なサービスに支払う費用を収益化（大学関係者への付帯サービス）したり、大学法人のハード・ソフト資産を活用して学外市場を開拓（大学経営資源の商品化）することで大学法人の収入増加に貢献するとともに、学外の経営資源を上手く取り込むことで新たな教育研究ニーズへ対応する（学外共創による教育研究高度化）」という教学上での貢献も果たしている」ことを明らかにしている。

一方、国立大学法人の出資については、小林（2019）が、大学の安定した資金調達（ファイナンス）手段という観点から、大学とベンチャー企業及びベンチャーキャピタル（以下「VC」）等³との関係に着目し、国立大学でVC等への出資が実現した政策的背景をまとめている。小林は「国立大学法人後に安定していた産学連携制度」が「アーリーステージにあるVB（筆者注：ベンチャー企業）がいかに資金を調達するかという問題意識」から大きく変化することになり、第二次安倍政権が打ち出した成長戦略の下で、「大学による大学VCと投資ファンドへの出資を実現するための制度改革に着手することとな」ったことを指摘し、ベンチャー振興政策としての出資制度改革であったことを明らかにしている。

(3) 本研究のアプローチ

このように「原則自由」という環境下で大学経営の効率化、自己収入確保の手段としてボトムアップで展開してきた私立大学出資会社と異なり、「原則禁止」という環境下で特定の政策目的を実現するためトップダウンで展開してきた国立大学出資会社について、本稿では次の3つの視点から分析する。

第一の視点は「出資制度の変遷」である。最初に「出資」に関する概念を整理するとともに、出

資業務に関わる国立大学法人法の改正を国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）や関連法令を含めて時系列で辿る。

第二の視点は「出資会社の実態」である。後述するように国立大学法人の出資は文部科学大臣の認可が必要であるが、文部科学省の認可に係る資料は全て公開されている訳ではなく、国立大学出資会社の全体像は明らかではない。そこで国立大学法人の財務諸表から連結対象又は持分法の適用対象となる会社等を抽出し、そこから出資会社の特定を試みる。

最後の視点は「私立大学との出資会社比較」である。私学経営ツールとして多種多様な事業を展開している私立大学出資会社をベンチマークとして、国立大学出資法人の事業内容や収益構造、国立大学全体への広がりについて考察する。

2. 国立大学法人の出資に係る制度変遷

国立大学法人の出資に係る制度変遷を辿る前に、「出資」と「株式取得」について概念整理を行っておく。国立大学法人が株式を取得する方法として、出資による株式取得と、出資以外の方法による株式取得の2つがある。出資による株式取得とは、一般的には「会社に出えんすること」、すなわち国立大学法人が自己の財産（金銭又は現物）を減少させ、他人の財産（会社の資本）を増加させることを意味する。他方、出資以外の方法とは、国立大学法人が自己の財産を減少させることなく株式を取得するケースであり、2017年の文部科学省通知²で(1)寄附により株式を取得する場合、(2)国立大学法人が実施する「収益を伴う事業」⁴の対価として現金に代えて株式を取得する場合（ただし対価として現金に代わり受け入れざるをえない場合のみ）に可能であることが明確化された。出資以外の方法で取得した株式は、国立大学法人において「業務上の余裕金」⁵の運用手段として株式が認められていない⁶ことを鑑み、特段の事情⁷がある場合を除いて換金可能な状態になり次第速やかに売却することが原則となっている。すなわち国立大学法人が株式を取得し保有し続ける方法が「出資」となるが、前述したとおり、国立大学法人法に出資業務に関する根拠規定がある場合を除き、国立大学法人は出資により株式を取得できない。現時点で国立大学法人法に規定された出資業務は次の3つである。

- ① 特定大学技術移転事業を実施する者への出資（国立大学法人法 第22条第1項第6号、国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）第3条）
- ② 認定特定研究成果活用支援事業者への出資（国立大学法人法 第22条第1項第7号、産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第22条）
- ③ 指定国立大学法人における特定研究成果活用事業者への出資（国立大学法人法 第34条の5項第1項、国立大学法人法施行令 第24条第1項第1号及び第2号）

(業務の範囲等)

第二十二条 国立大学法人は、次の業を行う。

<中略>

六 当該国立大学における技術に関する研究成果の活用を促進する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資 (次号に該当するものを除く。)を行うこと。

七 産業競争力強化法(平成二十五年法律第九十八号)第二十二條の規定による出資並びに人的及び技術的援助を行うこと。

<中略>

(研究成果を活用する事業者への出資)

第三十四条の五 指定国立大学法人は、第二十二條第一項各号に掲げる業務のほか、当該指定国立大学法人における研究成果を活用する事業であって政令で定めるものを実施する者に対し、出資を行うことができる。

出所：国立大学法人法（下線は筆者加筆）

第二章 国立大学法人等による出資の対象

第三条 法第二十二條第一項第六号及び第二十九條第一項第五号の政令で定める事業は、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)第四条第一項の承認を受けた者(同法第五条第一項の変更の承認を受けた者を含む。)が実施する同法第二條第一項の特定大学技術移転事業とする。

<中略>

第六章 指定国立大学法人による出資の対象

第二十四条 法第三十四条の五第一項の政令で定める事業は、次に掲げるものとする。

一 当該指定国立大学法人における研究成果(次号において「特定研究成果」という。)を活用して、事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業

二 前号に掲げるもののほか、特定研究成果を活用して、事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業(特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む。)

出所：国立大学法人法施行令（下線は筆者加筆）

(国立大学法人等の行う出資等業務)

第二十二條 国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う。

出所：産業競争力強化法（下線は筆者加筆）

(1) 特定大学技術移転事業を実施する者への出資

国立大学法人法に最初に規定された出資業務は、大学研究者の研究成果を権利化し、民間事業者へ技術移転するTechnology Licensing Office（以下「TLO」）への出資であり、国立大学法人法が成立した時点で規定されていた出資業務である。

米国産業競争力復活の要因として1980年に成立したバイ・ドール法（Bayh-Dole Act）が注目され、日本でも大学や公的研究機関における研究成果の権利化、技術移転を推進する知的財産権の重視、強化のプロパテント政策が推進された。その一環として、1998年5月に、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成10年法律第52号、以下「大学等技術移転促進法」）が制定された。同法では「大学等における技術に関する研究成果に係る特許

権等の実施許諾を通じて、民間事業者に対し移転する事業」(以下「特定大学技術移転事業」)を実施しようとする者はその事業の実施計画について主務大臣(文部科学大臣及び経済産業大臣)の承認を受ける必要があり、この承認を受けた者(以下「承認TLO」)は当時、国の一部であった国立大学に代わり、大学研究者から生まれた研究成果の権利化や技術移転を担うこととなった。その後、2004年4月に国立大学は法人化することとなるが、それにより国立大学自身が承認TLOとなることも可能となった。その結果、国立大学と外部組織である承認TLOとの関係整理が必要となり、その帰結の一つが国立大学法人による承認TLOへの出資(子会社化)であった。

承認TLOへの出資は、国立大学法人法で最初に規定された出資業務であり、その後続く他の出資にも共通する手続きが定められた。具体的には、国立大学法人が出資する際には文部科学大臣の認可を得る必要があり(国立大学法人法第22条第2項)や財務大臣と協議すること(同法第36条)が規定された。また法人化した2004年4月1日付で出資に関する認可基準及び認可申請書の様式等が文部科学省から通知⁸された。認可基準には、出資の相手方(出資先)と出資を行おうとする大学(出資元)の双方に対する基準が示されており、大学は出資財源として公的資金に該当する運営費交付金相当額を充てないこと、出資額の範囲として、自己収入総額から運営費交付金の算定対象となる自己収入相当額を控除し、繰越欠損金を減じ余剰金を加えた額の範囲内であることが明記された。

(2) 認定特定研究成果活用支援事業者への出資

国立大学法人で二番目に規定された出資業務は、大学発ベンチャーへの助言及び資金供給を行うベンチャーキャピタル等(VC等)への出資である。

2012年12月に発足した第2次安倍内閣が政権発足直後の2013年1月11日に閣議決定した「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、大学の研究成果を活用した新産業の創出を目指す官民イノベーションプログラムが創設された。同プログラムは、事業化を見据えた共同研究の推進(Phase I)と、国立大学の出資による実用化推進体制への移行(Phase II)で構成され、大学発ベンチャー支援ファンド等への出資を可能とする国立大学法人法改正の議論が始まった。また2012(平成24)年度一般会計補正予算では、国立大学法人法改正後の出資を見据えて、官民イノベーションプログラムを実現するため東北大学(125億円)、京都大学(272億円)、東京大学(437億円)、大阪大学(166億円)の4大学に計1,000億円が政府出資されることとなった。その後、日本経済を再生し、産業競争力を強化することを目的として2013年12月に成立した産業競争力強化法の第22条において「国立大学法人等は、当該国立大学法人等における技術に関する研究成果の活用を促進するため、認定特定研究成果活用支援事業者が認定特定研究成果活用支援事業計画に従って実施する特定研究成果活用支援事業の実施に必要な資金の出資並びに人的及び技術的援助の業務を行う」として新たな出資業務が規定され、同時に国立大学法人法も改正された。ここでいう特定研究成果活用支援事業とは「国立大学法人等(中略)における技術に関する研究成果を、その事業活動において活用する者(筆者注：いわゆる大学発ベンチャー)に対し、当該事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、当該国立大学法人等における研究の進展に資するもの」(同法第2条第7項)であり、当該事業を行うとする者(投資事業を行う株式会社と投資ファンドである投資事業有限責任組合)は、当該事業に

関する計画を主務大臣（文部科学大臣及び経済産業大臣）に提出し認定を受けることができ、この認定を受けた者を認定特定研究成果活用支援事業者（以下「認定VC等」）という。

法人化前から存在した承認TLOの場合と異なり、産業競争力強化法の成立と国立大学法人法の改正が同時に行われ、認定VC等は設立時から国立大学法人の出資が行われた。出資に関する認可基準も2014年8月1日に改正され、出資財源として前述の政府出資金を受けている大学はそれを充てること、また出資先の相手方である認定VC等については、株式会社（投資会社）の議決権の総数の3分の2以上の議決権を大学が保有すること、投資事業有限責任組合（投資ファンド）は、その投資会社が無限責任組合員として業務を執行すること等が新たに追記された（文部科学省 2015）。

(3) 指定国立大学法人による特定研究成果活用事業者への出資

国立大学法人で三番目に規定された出資業務は、指定国立大学法人のみに限定された出資業務であり、当該指定国立大学法人における研究の成果（以下「特定研究成果」）を活用する事業者への出資である。

国立大学法人法の一部改正（平成28年法律第38号）により、「教育研究上の実績、管理運営体制及び財政基盤を総合的に勘案して、世界最高水準の教育研究活動の展開が相当程度見込まれる」国立大学法人を文部科学省が指定する「指定国立大学法人」制度が2017年4月から施行された。指定国立大学法人は、国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくための特例として、特定研究成果を活用する事業であって国立大学法人法施行令で定めるものを実施する者（以下「指定国立会社」）に対し、出資が可能となった（同法第34条の5）。国立大学法人法施行令で定めるものとしては、①特定研究成果を活用したコンサルティング事業（事業者の依頼に応じてその事業活動に関し必要な助言その他の援助を行う事業）と、②研修・講習事業（事業者及びその従業員その他の者に対して研修又は講習を行う事業（特定研究成果を活用して研修又は講習に必要な教材を開発し、当該教材を提供する事業を含む）の2つが明記された（同政令第24条）。

承認TLOや認定VC等と異なり、出資の相手方（出資先）について、主務大臣による承認や認定といった制約はないが、指定国立大学法人の出資に関する文部科学大臣認可の際、収益の一定割合を大学及び教員に還流すること、大学が行う教育や学術研究に支障をきたすことのないよう配慮すること、類似の民間事業者等の活動を不当に妨げることがないよう配慮することが認可基準として追加された⁹。

以上、3つの出資業務に関する制度を政策目的との関連性を中心にまとめておく。最初の承認TLOへの出資は、大学の研究成果を民間事業者に移転する機能を担うべく国立大学法人化に先立ち制度化されていた承認TLOを、法人後の国立大学が子会社化することを可能とするものであった。次いで可能となった認定VC等への出資は、緊急経済対策として急遽決定した国立4大学への1,000億円政府出資を「原資」に、大学発ベンチャーを資金面から支援する機能を国立大学に付加するものであった。これら2つの出資業務の対象が特定事業を担う会社である一方、最後に出資が可能となった指定国立会社は、コンサルティングと研修・講習という緩やかな制約しか事業に課されてお

らず、各社が自らの創意工夫により大学や教員に還流できるだけの収益を得ることが期待されている。次節では、出資会社の実態から、これらの政策目的がどの程度達成されているかをみていく。

3. 国立大学出資会社の実態

出資が制度上可能となったとはいえ全ての国立大学法人が出資を行った訳ではない。そこで本節では国立大学法人の財務諸表から国立大学出資会社の全体像を把握する。国立大学法人は公的な主体としての説明責任を果たす観点から、「出資先の会社等（以下「関係法人」）を公的な資金が供給されている一つの会計主体として捉え（中略）連結財務諸表の作成、開示」を行っている（国立大学法人会計基準等検討会議 2003）。関係法人には出資会社だけでなく人事・技術・取引等を通じて国立大学法人と一定の関係を有する会社等が含まれおり、国立大学法人との関係性の深さにより、特定関連会社（連結の対象法人）、関連会社（持分法の適用法人）、関連公益法人等（連結附属明細書等への開示法人）に区分されている。そこで、平成30（2018）事業年度の国立大学法人財務諸表（附属明細書）に記載された特定関連会社、関連会社及び関連公益法人等を全て抽出し、それら法人の公開情報（ウェブサイト）から出資会社の特定作業を行った。国立大学法人86法人の財務諸表から特定関連会社（17社）・関連会社（2社）・関連公益法人等（202法人）が抽出され、その中で出資会社と確認されたのは13社（投資事業有限責任組合を含む）であった¹⁰。なお特定関連会社、関連会社の中には大学が株式を取得していないが、出資会社と類似事業（TLOやVC等）を行っている会社があり、それらについても後述する。

表1 財務諸表附属明細書に記載された特定関連会社・関連会社と出資状況

国立大学法人	関係法人種別	会社（組合）名	大学の株式取得
旭川医科大学	関連会社	カムイファーマ株式会社	出資以外の方法*1
東北大学	特定関連会社	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社	出資（認定VC等）
	特定関連会社	THVP-1号投資事業有限責任組合	出資（認定VC等）
東京大学	特定関連会社	株式会社東京大学TLO	出資（承認TLO）
	特定関連会社	株式会社東京大学エッジキャピタル	—
	特定関連会社	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社	出資（認定VC等）
	特定関連会社	協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	出資（認定VC等）
	特定関連会社	東京大学エクステンション株式会社	出資（指定国立会社）
横浜国立大学	特定関連会社	よこはまティーエルオー株式会社	—
	特定関連会社	iPSアカデミアジャパン株式会社	—
京都大学	特定関連会社	関西ティー・エル・オー株式会社	出資（承認TLO）
	特定関連会社	京都大学イノベーションキャピタル株式会社	出資（認定VC等）
	特定関連会社	イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	出資（認定VC等）
	特定関連会社	京大オリジナル株式会社	出資（指定国立会社）
	特定関連会社	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社	出資（認定VC等）
大阪大学	特定関連会社	OUVVC1号投資事業有限責任組合	出資（認定VC等）
	特定関連会社	株式会社科学技術アントレプレナーシップ	—
神戸大学	特定関連会社	株式会社産学連携機構九州	出資（承認TLO）
九州大学	特定関連会社	株式会社産学連携機構九州	出資（承認TLO）
	関連会社	QBキャピタル合同会社	—

(*1) 大学発ベンチャーであり旭川医科大学は技術移転（収益を伴う事業）の対価として株式取得

出所：各大学の平成30事業年度財務諸表附属明細書を基に筆者作成。なお関連公益法人等には出資対象が含まれていないため表から除いている

(1) 特定大学技術移転事業を実施する者（承認TLO）

国立大学法人が出資により株式を取得している承認TLOを表2に示す。いずれも国立大学法人化前に、民間人や大学関係者等（個人）、他の学校法人（私立大学）等が出資して設立した株式会社であり、法人化後に国立大学法人が出資して新設した承認TLOはない。2007年度時点で「大学内部のTLO以外の33機関のうち15機関（45%）が赤字となっている」ことが問題視され（科学技術・学術審議会 2010）、米国でも「TLOはあくまで大学内部の支援組織」（木下ら 2002）と指摘されていたこともあり、よこはまティーエルオー株式会社のように法人化後も横浜国立大学が出資することなく提携を継続した例や、佐賀大学のように大学内部組織としてTLOを設置（2005年7月）した例が多い。iPSアカデミアジャパン株式会社は京都大学二番目の承認TLOで同大学の特定関連会社であるが、大学は出資しておらず、一般社団法人iPSホールディングス（国立大学法人京都大学の関連公益法人等）が出資者となっている。すなわち、①TLO自体が赤字体質であったこと、②法人化により国立大学法人自体が承認TLOとなることができたことにより、「承認TLOを国立大学法人の子会社化する」という政策目的は部分的にしか達成されなかった。

(2) 認定特定研究成果活用事業者（認定VC等）

国立大学法人が出資により株式を取得している認定VC等を表3に示すが、いずれも前述の官民イノベーションプログラムで出資財源を政府から得た大学である。投資ファンド（投資事業有限責任組合）の組成には多額の資金を集める必要があり、認定VC等への出資業務が規定された背景を鑑みても、政府出資を受けていない他の国立大学法人が認定VC等を出資設立することはそもそも想定されていなかったと考えられる。これら4大学の出資した認定VC等により「大学発ベンチャーを資金面から支援する」という政策目的が達成されたかについては、ベンチャー投資自体が短期的な成果を求めるものではないことから現時点で評価が難しい。一方で、特定関連会社や関連会社の中に、大学の出資を受けることなく、大学発ベンチャーへの助言や資金供給等の支援事業を展開している会社がある点が注目される。国立大学法人化と同じ2004年に設立され、大学発ベンチャーを対象としたVCの先駆けである株式会社東京大学エッジキャピタルは例外としても、前述した九州大学出資会社（承認TLO）の株式会社産学連携機構九州も出資して2015年に設立したQBキャピタル合同会社や神戸大学の教員らが共同出資で2016年に設立した株式会社科学技術アントレプレナーシップが大学発ベンチャーへの支援事業を展開しており、4大学による認定VC等の出資設立が、他の国立大学に波及したという見方も可能である。

表2 国立大学法人が出資している承認TLO

会社名	設立年月	関連大学	大学株式保有	初回出資年月	関係法人種別
東京大学TLO	1998年8月	東京大学	100%	2007年1月	特定関連会社
産学連携機構九州	2000年1月	九州大学	100%	2008年8月	特定関連会社
関西ティー・エル・オー (現:TLO京都)	1998年10月	京都大学	68.1%	2011年11月	特定関連会社
		和歌山大学*1	4.0%	2011年11月	連結対象外
(以下は国立大学法人と資本関係はないが類似事業を実施している特定関連会社)					
よこはまティーエルオー	2000年12月	横浜国立大学	資本関係なし*2	—	特定関連会社
iPSアカデミアジャパン	2008年6月	京都大学	資本関係なし*3	—	特定関連会社

(*1) 公開情報から和歌山大学も出資者であることが確認できたが、株式保有割合が低く特定関連会社、関連会社に該当しないため同大学の財務諸表附属明細書に記載はない

(*2) 横浜国立大学、横浜市立大学の大学教員及び大学関係者約150名が株主

(*3) 一般社団法人iPSホールディングス(国立大学法人京都大学の役職員経験者が役員等へ就任)、大和証券グループ本社、三井住友銀行、大和証券投資、SMBCベンチャーキャピタルが株主

出所:各大学の平成30事業年度財務諸表附属明細書、文部科学省(2007、2011)、佐々木(2019)及び各社ウェブサイトを基に筆者作成

表3 国立大学法人が出資している認定VC等

会社(組合)名	設立年月	関連大学	大学株式保有	関係法人種別
東京大学協創プラットフォーム開発株式会社	2015年11月	東京大学	100%出資	特定関連会社
協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	2016年8月	東京大学	(LP出資*1)	特定関連会社
京都大学イノベーションキャピタル株式会社	2014年9月	京都大学	100%出資	特定関連会社
イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	2015年10月	京都大学	(LP出資*1)	特定関連会社
東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社	2014年10月	東北大学	100%出資	特定関連会社
THVP-1号投資事業有限責任組合	2015年6月	東北大学	(LP出資*1)	特定関連会社
大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社	2014年9月	大阪大学	100%出資	特定関連会社
OUVC1号投資事業有限責任組合	2015年6月	大阪大学	(LP出資*1)	特定関連会社
(以下は国立大学法人と資本関係はないが類似事業を実施している特定関連会社・関連会社)				
株式会社東京大学エッジキャピタル	2004年4月	東京大学	資本関係なし	特定関連会社
QBキャピタル合同会社	2015年4月	九州大学	資本関係なし*2	関連会社
株式会社科学技術アントレプレナーシップ	2016年1月	神戸大学	資本関係なし*3	特定関連会社

(*1) 有限責任組合員(Limited Partnership)としての出資。ファンド運営には関与しない

(*2) 株式会社産学連携機構九州、株式会社西日本シティ銀行、他の共同出資

(*3) 一般社団法人神戸大学科学技術アントレプレナーシップ基金(国立大学法人神戸大学との資本関係なし)及び神戸大学科学技術イノベーション研究科の関係者(一部教員等)の共同出資

出所:各大学の平成30事業年度財務諸表附属明細書、忽那(2016)、坂本(2018)及び各社ウェブサイトを基に筆者作成

(3) 指定国立大学法人による特定研究成果活用事業者(指定国立会社)

指定国立大学法人が出資設立した指定国立会社は2018事業年度末時点で京大オリジナル株式会社と東京大学エクステンション株式会社の2社である(表4)。京都大学オリジナル株式会社が企業・法人向けの専門研修、一般向けの教養講座など幅広い分野に事業を展開している一方、東京大学エクステンション株式会社はデータサイエンスに特化した事業を展開しており、指定国立会社については大学毎に事業内容に違いがある。「大学や教員に還流できるだけの収益を得る」という政策目的の達成を目指して各大学が創意工夫を行っているといえるが、当該会社が期待どおりの収益をあげられるかは今後の課題である。

表4 指定国立大学法人が出資している指定国立会社

会社名	京大オリジナル株式会社	東京大学エクステンション株式会社
設立年月	2018年6月1日	2018年12月3日
資本金	50,000千円	80,000千円
出資大学	国立大学法人京都大学(100%)	国立大学法人東京大学(100%)
事業収入	191,928千円(平成30事業年度)	—(平成30事業年度)
業務の概要	コンサルティング業務、研修・講習の企画、運営及び管理業務等	・企業、社会人等へのデータサイエンススクールの経営 ・各種講習会、研修会の開催 ・データサイエンスを実務実装のコンサルティング

出所：各大学の平成30事業年度財務諸表附属明細書及び各社ウェブサイトを基に筆者作成

4. 私立大学出資会社との比較

本節では国立大学の出資に係る制度や出資会社の設立実態を踏まえ、国立大学(国立大学法人)と私立大学(学校法人)の出資会社に関する比較を行う(表5)。

表5 出資会社に関する国立大学・私立大学の比較

	国立大学(国立大学法人)	私立大学(学校法人)
出資会社の事業範囲	①特定大学技術移転事業(ライセンス) ②特定研究成果活用支援事業(VC) ③特定研究成果活用事業(コンサル、研修)	①(出資比率1/2以上の場合)設置する学校の教育研究活動と密接な関係を有する事業 ②(出資比率1/2未満)収益事業に準じる事業
出資に関する行政手続き	①②③共通：文部科学大臣の認可 ①主務大臣(経産・文科)の実施計画承認 ②主務大臣(経産・文科)の事業計画認定	①文部科学大臣への財務関係者類の届出等*の際、脚注に会社記載と会社概要添付(*私立学校振興助成法第14条第2項) ②特に定めなし
出資会社の収益構造	①基本的に大学が顧客 ②投資運用であげた利益を大学に還元 ③本来は企業・社会人等の学外顧客から利益をあげるモデル(現状は大学依存)	基本的には大学内部市場(学校法人、教職員、学生)を対象に業務アウトソーシングや付帯サービスを提供することで収益をあげ、そこで得た利益を大学に還元するモデル(森 2019a)
出資会社の広がり	一部の大学に限定され総数13社 (内訳：①3社、②8社(投資事業有限責任組合含む)、③2社)	大学を設置する学校法人の約1/3が会社設立(日本私立学校振興・共済事業団 2015)

(1) 出資会社の事業範囲 — 指定国立会社を除き事業内容の差別化が困難

私立大学を営む学校法人は、その出資割合が2分の1以上の場合には「設置する学校の教育研究活動と密接な関係を有する事業(例えば、会計・教務などの学校事務、食堂・売店の経営、清掃・警備業務など)」に限定されるが、2分の1未満の場合には収益事業に準じて取り扱うこととされており、教育に支障のない限り特に制約はない¹。そのため私立大学出資会社は学校法人の経営戦略に基づき多種多様な事業を展開している。

他方、国立大学出資会社は、①特定大学技術移転事業(承認TLO)、②特定研究成果活用支援事業(認定VC等)、③特定研究成果を活用したコンサルティング、研修・講習事業(指定国立会社)に限定され、①承認TLOと②認定VC等は主務大臣による実施計画や事業計画の承認・認定があることからわかるとおり、事業内容の差別化が難しい。唯一の例外が指定国立会社であり、大学の経営戦略が反映された事業を展開している。

(2) 出資による株式取得の手続き — 主務大臣による許認可と自己収入による財源確保

私立大学を設置している学校法人が出資により株式を取得する際、特別な許認可は発生しない。学校法人には私立学校振興助成法（昭和50年法律第61号）第14条第2項に基づき文部科学大臣への財務関係書類の届出等を行う必要があるが、学校法人の出資割合が1/2以上の会社がある場合には、その出資状況や当該会社から学校法人への寄附金額等について学校法人の計算書類に脚注として記載するとともに、当該会社の経営状況の概要が把握できる資料を添付するだけで良い¹¹。

一方、国立大学法人が出資による株式取得を行おうとした場合、前述した様々な許認可が必要となる。まず出資先となる①承認TLOと②認定VC等については主務大臣（文部科学大臣及び経済産業大臣）による実施計画や事業計画の承認・認定が必要であり、出資を行おうとする国立大学法人は文部科学大臣による認可が必要である。その際、共通して国立大学に投入されている公的資金（認定VC等に対する政府出資金を除く）を出資財源としないという要件があり、自己収入で出資財源を確保できる「余裕のある大学」に出資業務が限定されていることになる。

(3) 出資会社の収益構造 — 学外市場から収益確保が前提も一部大学発注が下支え

私立大学出資会社の事業は多種多様であるが、顧客別にみると企業や社会人等の学外市場よりも、設置者である学校法人や教職員、学生などの学内市場を対象とした事業が多く、特に学校法人は学内業務のアウトソーシングを通じて私立大学出資会社の「主要顧客」となっている（森2019a）。学内市場に依存しているため、私立大学出資会社はその事業規模に限界があるものの安定的な事業収入を確保可能である。

他方、国立大学出資会社は基本的に学外市場から収益をあげることが前提となっている。各社事業収入に占める出資元大学からの発注比率をみると、多くの会社で当該大学の発注が占める割合は低いが、東京大学TLO株式会社、関西TLO株式会社、京大オリジナル株式会社の3社は出資元大学が高い比率を占めている（表6）。認定VC等は、基本的には大学発ベンチャー企業への投資運用であげた収益を出資者である国立大学法人に還元することが期待されており、実際、大学からの発注は殆どない。問題となるのは承認TLOと指定国立会社である。前述のとおり承認TLOは事業採算性が厳しく、出資元大学からの発注で経営が支えられている可能性がある。指定国立会社は政策目的からみても収益をあげて大学に還元することが期待されているが、設立初年度でもあり出資元大学からの支援で事業基盤を確立している段階と考えられる。いずれも当該会社の経営が改善・安定せず、出資元大学の発注による下支えが継続した場合、大学の財務負担となる可能性がある。

(4) 出資会社の広がり — 一部大学に偏在した例外的な制度

大学を設置する学校法人の約1/3が会社を設立している状況（日本私立学校振興・共済事業団2015）が示すとおり、私学経営において出資会社の設立は特殊なことではない。

他方、国立大学法人では、自己収入で出資財源を確保可能な「余裕のある」大学に限定され、国が承認・認定基準を定めている承認TLOや認定VC等は事業内容の差別化が難しく、豊富なシーズを持つ一部の大規模研究大学に偏在している。コンサルティング事業や研修・講習事業は、

研究大学以外の国立大学でも創意工夫で収益を確保可能であり、財務面で余裕のない中小規模大学においてこそ自己収入確保の必要性も高いが、これも指定国立大学法人に限定されている。すなわち国立大学出資会社は一部の大学に限定された例外的な制度となっており、その他の国立大学全般における経営効率化や自己収入拡大のための大学経営改革ツールとして位置づけることは難しい。

表6 国立大学出資会社の総売上高（事業収入）に占める当該大学発注の割合

種別	出資大学	会社（組合）名	総売上高または 事業収入（千円）	左記に占める当該 大学の発注割合
承認 TLO	東京大学	株式会社東京大学TLO	455,415	55.2%
	京都大学	関西ティー・エル・オー株式会社	229,613	83.3%
	九州大学	株式会社産学連携機構九州	181,094	10.1%
認定 VC等	東北大学	東北大学ベンチャーパートナーズ株式会社	242,000	0.0%
	東北大学	THVP-1号投資事業有限責任組合	-	0.0%
	東京大学	東京大学協創プラットフォーム開発株式会社	222,411	0.0%
	東京大学	協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合	-147,234	0.0%
	京都大学	京都大学イノベーションキャピタル株式会社	240,015	6.9%
	京都大学	イノベーション京都2016投資事業有限責任組合	-	0.0%
	大阪大学	大阪大学ベンチャーキャピタル株式会社	275,103	0.0%
	大阪大学	OUVC1号投資事業有限責任組合	-	0.0%
	指定国 立会社	東京大学	東京大学エクステンション株式会社	-
京都大学		京大オリジナル株式会社	191,928	65.7%

出所：各大学の平成30事業年度財務諸表附属明細書を基に筆者作成

おわりに

本稿では、国立大学法人法に規定された3つの出資業務の背景を辿るとともに、その規定に基づき国立大学法人が実際に出資し株式を取得している国立大学出資会社の全体像を把握し、私立大学の出資会社と比較することで国立大学出資会社の特徴を考察した。

国立大学法人化前に成立した大学等技術移転促進法に基づきプロパテント政策の一環として設立された承認TLO、2013年に成立した産業競争力強化法に基づき大学発ベンチャー振興による日本経済再生を目的とした認定VC等、いずれも法律で会社の目的や事業内容が規定されたいわば「政策実現会社」への出資であり、事業内容自体に国立大学の裁量の余地は殆どなかった。一方、2016年の国立大学法人法改正で新たに実現した指定国立大学法人においては、大学の研究成果を活用したコンサルティング事業や研修・講習事業を行う指定国立会社の出資設立が認められるようになり、大学自身の裁量により独自色のある国立大学出資会社が登場する土壌が整備された。

一方で、私立大学出資会社が学内市場を対象とした安定的な収益基盤（学内業務のアウトソーシングや大学関係者への付帯サービス）を持つのに対し、国立大学出資会社は学外市場を主に対象とした事業である。しかし黒字化しにくい承認TLOや事業立上期の指定国立会社は国立大学法人からの発注で経営を支えざるをえない面があり、経営改善が見込めない場合には国立大学経営に負担を与える可能性がある。また出資会社自体、自己収入に余裕があり、豊富な研究シーズを持つ一部研究大学に限定された制度となっており、国立大学全体の大学経営の効率化や自己収入の拡大に向けた大学経営改革ツールとはなっていない。

このような国立大学出資会社の課題を踏まえた上で、今後の国立大学の経営改善において重要な役割を果たす可能性があるのは「出資会社」以外の関係法人である。本稿でも示したとおり、国立大学法人から出資を受けなくても国立大学法人と連携して大学の技術移転事業や大学発ベンチャーへの助言や資金供給を行う特定関連会社や関連会社が存在する。また国立大学法人には特定関連会社、関連会社とは別に人事・技術・取引等を通じて国立大学法人と一定の関係を有する関連公益法人等（一般財団法人や特定非営利活動法人等）が多数存在しており、指定国立会社のような研修・講習事業を担っている例もある（森 2019b）。国立大学法人のグループ経営という観点からみれば、資本関係のある出資会社だけでなく、これら国立大学法人の関係法人を含めた研究が今後重要となろう。

注

- 1 学校法人の出資による会社の設立について（通知）（平成13年6月8日、13高私行第5号 文部科学省高等教育局私学部私学行政課長 同私学部参事官）
- 2 国立大学法人及び大学共同利用機関法人が株式及び新株予約権を取得する場合の取扱いについて（通知）（平成29年8月1日、29文科高第410号文部科学省高等教育局長）
- 3 ベンチャーキャピタル（Venture Capital :VC）は、一般的には「未上場の新興企業（ベンチャー企業）に出資して株式を取得し、将来的にその企業が株式を公開（上場）した際に株式を売却し、大きな値上がり益の獲得を目指す投資会社や投資ファンド」を指す（SMBC証券『ベンチャーキャピタル』<<https://www.smbcnikko.co.jp/terms/japan/he/J0278.html>>[last accessed:2019.11.4]）。本稿では投資会社を狭義の「ベンチャーキャピタル（VC）」とし、投資ファンド（一般的には投資事業有限責任組合）を含む場合には「ベンチャーキャピタル等（VC等）」と記載する。
- 4 国立大学法人は収益事業を実施することができないが、これは「国立大学法人法（中略）第22条第1項各号（中略）に規定される業務と離れて、収益を目的とした別の業務を行うことができないという趣旨であり、同項各号の範囲内の業務を行う中で、受益者に対し費用の負担を求め、結果として、収益を伴うことまでを否定するものではない。」（国立大学法人等が実施することのできる「収益を伴う事業」の考え方について（平成28年3月31日付文部科学省高等教育局国立大学法人支援課・研究振興局学術機関課事務連絡））
- 5 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第9条の4で規定された公的資金に当たらない寄附金等の自己収入を指す。
- 6 業務上の余裕金の運用対象は国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第47条で規定されており、株式は含まれていない。
- 7 前述文部科学省通知（29文科高第410号）では、換金可能な状態になった時点で当該株式の価額が当該「収益を伴う事業」の対価に見合わない等が「特別な事情」にあたるとしている。また科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）により当該大学の研究開発の成果に係る成果活用事業者（研究開発の成果を事業活動において活用し、又は活用しようとする者）への支援に伴い取得した株式は保有し続けることが可能となった。

- 8 国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準及び認可申請書の様式等について（通知）（平成16年3月31日、15文科振第1095号 文部科学省研究振興局長）
- 9 指定国立大学法人の出資に関する認可基準・様式は、指定国立大学法人に対してのみ通知されており一般に公開されていない。本記載は、内閣府（2019）に基づく。
- 10 国立大学出資会社であっても議決権の所有割合が低い等により特定関連会社・関連会社に該当せず財務諸表に記載されていない可能性がある点に注意されたい。
- 11 学校法人の出資による会社の設立等に伴う財務計算に関する書類の作成について（通知）（平成14年1月7日、13高私参第1号 文部科学省高等教育局私学部参事官）

参考文献

- 科学技術・学術審議会 技術・研究基盤部会 産学官連携推進委員会 2010 「イノベーション促進のための産学官連携基本戦略～イノベーション・エコシステムの確立に向けて～」 <http://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2010/09/07/1297355_2.pdf> [last accessed:2019.11.21].
- 木下晋・藤末健三 2002 「国立大学TLOに自立と競争を」 研究・イノベーション学会（旧：研究・技術計画学会）年次学術大会講演要旨集17巻, pp.266-269.
- 忽那憲治 2016 「『株式会社科学技術アントレプレナーシップ』『一般社団法人神戸大学科学技術アントレプレナーシップ基金』概要説明資料」第17回神戸大学長定例記者会見（平成28年1月29日）資料2 <https://www.kobe-u.ac.jp/documents/info/usr/press/press_2016-0129-2.pdf> [last accessed:2019.11.24].
- 国立大学法人会計基準等検討会議 2003 「『国立大学法人会計基準』及び『国立大学法人会計基準注解』報告書」（平成30年6月11日改訂）.
- 小林信一 2019 「産学連携とベンチャーキャピタル」『高等教育研究』22:113-133.
- 坂本剛 2018 「九州の大学発ベンチャー支援ファンドQBファンドの取り組みについて」科学技術・学術審議会産学連携・地域支援部会第9期地域科学技術イノベーション推進委員会（第7回）資料1 - 2 <http://www.mext.go.jp/kaigisiryoy/2018/10/_icsFiles/afieldfile/2018/10/26/1410342-002.pdf> [last accessed:2019.11.24].
- 佐々木剛史 2019 「関西TLOのご紹介」 <http://www.mext.go.jp/component/a_menu/science/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/17/1415817_4.pdf> [last accessed:2019.11.07].
- 内閣府 2019 「大学・国研の出資機能の拡大による産学官連携の活性化について」総合科学技術・イノベーション会議 基本計画専門調査会 制度課題ワーキンググループ（第2回）配付資料1 <<https://www8.cao.go.jp/cstp/tyousakai/seidokadai/2kai/siryoy1.pdf>> [last accessed:2019.11.16].
- 日本私立学校振興・共済事業団 2015 「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 -アンケート結果の考察- 平成25年6月・26年1月調査」『私学経営情報』30.
- 森卓也 2019a 「大学経営における出資会社の役割に関する研究」『大学経営政策研究』9:89-103.

森卓也 2019b 「大学のグループ経営－国立大学の連結対象法人を例に－」 日本高等教育学会第22回総会予稿集.

文部科学省 2007 「東京大学による株式会社東京大学TLO (CASTI) への出資について」 国立大学法人分科会 業務及び財務等審議専門部会 (第11回) 配付資料1 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/004/gijiroku/attach/1385949.htm> [last accessed:2019.11.07].

文部科学省 2011 「京都大学・和歌山大学による関西ティー・エル・オー株式会社の株式取得について」 国立大学法人分科会 業務及び財務等審議専門部会 (第27回) 配付資料1 <http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/kokuritu/004/gijiroku/_icsFiles/afieldfile/2011/11/07/1312914_03.pdf> [last accessed:2019.11.07].

文部科学省 2015 「国立大学法人及び大学共同利用機関法人の出資に関する認可基準 (平成16年3月31日文部科学大臣決定、平成26年8月1日改正)」 規制改革会議 第16回投資・促進等ワーキング・グループ資料3 <<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kaigi/meeting/2013/wg4/toushi/151207/agenda.html>> [last accessed:2019.11.21].